

議 第 3 1 号 議 案

ガザ攻撃中止と即時停戦・休戦に向けた外交努力を求める意見書の提出
について

ガザ攻撃中止と即時停戦・休戦に向けた外交努力を求める意見書を別紙のとおり、
富士見市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和5年12月15日提出

富士見市議会議長 田 中 栄 志 様

提出者 富士見市議会議員 木 村 邦 憲

賛成者 同 根 岸 操

提 案 理 由

ガザ攻撃中止と即時停戦・休戦に向けた外交努力を求める意見書を地方自治法第
99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

ガザ攻撃中止と即時停戦・休戦に向けた外交努力を求める意見書

パレスチナ自治区ガザのイスラム組織ハマスとイスラエルの戦闘が激化し、イスラエルの大規模攻撃により、ガザ地区の人道状況は「子どもたちの墓場と化し、人々の生き地獄となっている」（ユニセフ）とも言われる深刻な状況に直面している。

この間、イスラエル軍は、ガザ北部のジャバリヤ難民キャンプへの連続的な空爆、患者を乗せた救急車の車列へのミサイル攻撃など、陸・海・空から大規模な攻撃を行い、多数の民間人が犠牲となっている。ガザ当局によると2023年12月5日時点でガザでの死者数は1万6,248人、その内子ども死者数は7,112人に上る。イスラエルによる攻撃は、その一つ一つが明白な国際人道法違反の戦争犯罪であるだけでなく、その規模と残虐さからみて、ジェノサイド条約が固く禁じている集団殺害の重大な危険があることを強く指摘しなくてはならない。

今回のガザ危機の直接の契機は、2023年10月7日のハマスによる無差別攻撃にあり、民間人を無差別に殺傷することは、明白な国際法違反であり、強く非難されなければならない。同時に、イスラエルが、ハマスの攻撃に対する「自衛権」を盾に、圧倒的軍事力を行使した報復でガザでのジェノサイドを行うことは国際法に照らして断じて正当化できない。

国連総会は2023年10月27日、パレスチナ自治区ガザの情勢に関して、「敵対行為の停止につながる即時かつ持続的な人道的休戦」を求める決議案を121か国の賛成で採択した。同決議には、国際人道法に基づく全ての民間人の保護、ガザ北部から南部への市民の退避命令の撤回、人質の即時解放などが盛り込まれている。

今こそ全ての当事者、関係各国、国際機関が、人道的休戦という一刻の猶予もならない決議を履行するための外交努力を行い、世界の市民が即時停戦の国際世論を高めるために行動することが強く求められている。

よって、富士見市議会は、政府に対し、ガザ地区の危機的現実を直視し、イスラエルの国際法違反の蛮行の中止を求め、即時停戦、休戦を働きかける外交努力を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣

様

外務大臣

様